

令和８年度第４回農業委員会総会議事録

開会月日		令和8年7月27日（月）		開議の時刻	午前10時8分	
場 所		市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時19分	
議 長		東松山市農業委員長 久保田 節子				
委 員 の 出 席 状 況						
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開				
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0人				
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)				
		議 事 参 与 者				
農業委員会事務局		氏 名	摘 要	農業振興課	氏 名	摘 要
事務局長		須澤 理	出 席	副課長	鈴木 康之	出 席
副主幹		荒能 豊	〃	主 任	長谷部 聡子	〃
主 任		福島 誠	〃	主 任	上村 将也	〃

議 案	議 事 顚 末
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会 会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について 議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 8 番 島田 安三 委員 9 番 関根 文男 委員
	3 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字神戸在住の申請人（受人）から、さいたま市在住の申請人（渡人）が大字神戸地内に所有する農地（田 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は所有農地に隣接しており効率的に耕作できるため、渡人は相続により取得したが、居住地が市街であり、家族や親族に農地を引き継ぐ後継者がいない為である。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態で、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（野本地区・関根委員） 大字上野本在住の申請人（受人）から、大字上野本在住の申請人（渡人）が大字上野本・下野本地内に所有する農地（畑 3 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は自己所有農地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は高齢による手不足のため農業経営を縮小するためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態で、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 大字古凍在住の申請人（受人）から、大字古凍在住の申請人（渡人）が大字古凍地内に所有する農地（田 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人・渡人ともに、境界が湾曲しているため直線にし、耕作の効率化

議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件	を図るためである。現地調査の結果、申請地は農地として保 全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関して は、耕作・管理されている状態で、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 4 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 大字古凍在住の申請人（受人）から、大字古凍在住の申請 人（渡人）が大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有 権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人・渡 人ともに、境界が湾曲しているため直線にし、耕作の効率化 を図るためである。なお、3 番の申請と受人・渡人が逆にな っており、3 番・4 番の申請ともに農地の形を整えることを 目的とした申請となっている。現地調査の結果、申請地は農 地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農 地に関しては、耕作・管理されている状態で、年間の農業従 事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がな された。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件に ついて 1 番の申請について（大岡地区・高橋委員） 大字大谷在住の申請人が、大字大谷地内に所有する農地 （畑 3 筆）を、農業用機械置場を目的として追認により転用 したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農業 用機械置場として使用されている。また、申請人の大岡地区 における耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されてい る状態である。申請地は 10 h a 以上の一団の農地であるため 第 1 種農地と判断されるが、農業用機械置場の追認の必要性 が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事 情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 松山地区の須長委員より、申請人の松山地区における耕作 権が及ぶ農地に関して、耕作・管理されている状態である旨 の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 なお、藤野委員は当事者のため議事参与の制限に該当する ので、本議案の議決に参加しなかった。
--	---

議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（松山地区・須長委員） 岐阜県大垣市に所在する申請人（受人）としての法人から、深谷市在住の申請人（渡人）外 10 名が大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）を、太陽光発電所に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電所の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 東京都江東区に所在する申請人（受人）としての法人から、大字葛袋在住の申請人（渡人）が大字葛袋地内に所有する農地（畑 1 筆）について、現在橋梁工事の資材置場として賃貸借権を設定し一時転用しているが、工事期間の延長に伴い、資材置場として一時転用する期間を延長するための申請がなされた。現地調査の結果、申請地は資材置場として使用している。また、農用地区域内農地であるが、資材置場としての一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 高坂 3 丁目在住の申請人（受人）から、大字毛塚在住の申請人（渡人）が大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、住宅用地の敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、住宅用地の敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 元宿 2 丁目在住の申請人（受人）外 1 名から、大字西本宿在住の申請人（渡人）が大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅建設のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管
--	---

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件	理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、専用住宅建設の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について（野本地区・関根委員） 坂戸市在住の申請人（受人）から、大字柏崎在住の申請人（渡人）が大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 大字古凍在住の法人格を持たない団体の代表である申請人（受人）から、鶴ヶ島市在住の申請人（渡人）が大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、井戸小屋に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、農業用施設である井戸小屋の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 議長は市農業振興課に説明を求めた。 市農業振興課から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 島田委員より、農地所有適格法人の資格で法人が借り受ける場合、要件を確認した旨を記載する欄を設けたほうがいいのか、との意見がなされた。 市農業振興課より、備考欄等に記載をすることを検討する旨の回答がなされた。 須長委員より、農地台帳に記載があり土地登記事項証明書を取ることもできるが、公図にない土地がある。今回そのよ
--	---

議案第 5 号 農業振興地域 整備計画の変 更申出につい ての協議の件	うな土地について申請があったが議題に載ってないようだ、との質問がなされた。 市農業振興課より、当該土地について、旧公図や現在の公図をもとに関係各課にも確認したが、現在河川の中にある。そのため、申請があったが、申請から外した旨の説明がなされた。 小峰委員より、似たようなケースを知っているが、それは蛇行していた河川をまっすぐにした際に発生したものだ、との説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 なお、関根農業委員は当事者のため議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更申出についての協議の件について 議長は市農業振興課に対し説明を求め、市農業振興課より農業振興地域整備計画の変更の申出があった案件に関し、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。 (1) 農用地区域からの除外案件 1 番の事案について 松山地区・須長委員より、1 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 2 番から 7 番の事案について 唐子地区・荒川委員より、2 番から 7 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 8 番から 12 番の事案について 高坂地区・鹿田委員より、8 番から 12 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 13 番から 14 番の事案について 野本地区・杉浦委員より、13 番から 14 番の事案について、申出書確認の結果、除外はやむを得ないとの報告がなされた。 島田委員より、除外の協議とは関係ないが、農用地区域内にある農地に新規就農者が堆肥を撒いたところ苦情がきた、という話を聞いた。苦情について、まずは農業振興課が受けるだろうが、農業振興地域の農地について、多少の粉塵やに
--	---

	おいは許容の範囲というように、農業者を守る内容で苦情に対応してほしい、との意見がなされた。また、今回の除外の申請地の中で、両脇が除外を経て住宅に転用されている農地があったが、そのような場所では耕作をしていると苦情等が寄せられるおそれがあるので、農家が安心して農業をすることができない。農業振興地域や農用地区域の全体的な見直しの際には、農家が安心して農業に従事できるようなゾーニングを考えてほしい、との意見がなされた。 市農業振興課より、農用地区域に指定されている区域の中には、周辺の開発が進み市街地に近接しているような場所や、除外からの農地転用で住宅が立ち並ぶ場所もある。問題であることは把握しているが、農用地区域の見直しについては県の同意が必要で、大規模な見直しについては、縮小した面積の代替として別の地域を農用地区域に新規指定することが求められるので、全体的な見直しが難しいのが現状である旨の説明がなされる。 また、苦情の対応について、農業振興地域か否かで対応を分けてはいない。においの苦情については、堆肥を撒いた後鋤き込みをすればにおいが抑えられるが、鋤き込みをしないことにより苦情が発生することが多い。この件も鋤き込みをしなかった案件なので、耕作者に鋤き込みをするよう指導し、苦情の申立者にも指導内容について説明した、との説明がなされた。 山下委員より、今回の件について、その農家はその地域から撤退する意向のようだと話があった。たった一つの苦情でその農家が耕作している6反もの農地が遊休農地となってしまう。農業振興地域なのに、農業をしていることについて苦情が来るのはおかしいのではないか。周囲の人に、まずはその場所が農業振興地域であることを理解してもらうことが大事なのではないか、農地転用の許可の際にも、農業を振興している地域の中の農地を転用して使用することを、申請者に理解してもらう必要があるのではないかと、との意見がなされた。また、都市計画のマスタープランのように、農業のマスタープランも作成して、農業を振興するため農業以外に使用させない地域と、転用をやむを得ないとする地域を、明確にするべきではないかと、との意見がなされた。新規就農者についての苦情について、市だけで対応するのではなく、地域の農業委員や推進員も情報を共有して、地域にいる者として新規就農者に対し、苦情内容についての対応方法や助言等を行ったほうがいいのか、との意見がなされた。 市農業振興課より、においの苦情は通常は環境政策課が対応している。今回のような件は、環境政策課が苦情の申立者に対応し、農業振興課は農家に寄り添う立場で対応しなくてはいけないところ、それがうまくできていなかった。反省点であり、以後は農業者に寄り添った形で対応していきたい、との回答がなされた。
--	---

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件 その他	事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する。 報告第 2 号 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 報告第 3 号 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、9 件を確認する。 報告第 4 号 解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 8 年 8 月 25 日（火） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 11 時 19 分議長は今回上程した議案について審議 を終了した旨を告げ、令和 8 年度第 4 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 8 年 8 月 25 日 議長 久保田 節子 委員 島田 安三 委員 関根 文男
--	--